

議案第150号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 条例改正の概要について

1 受給資格などの所得要件の規則委任

(1) 改正内容

福祉医療費の助成における所得要件については、県の福祉医療費助成事業実施要綱（以下、「県要綱」）に準じて、宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（以下、「市条例」）により規定していますが、これを規則に委任しようとするものです。

【具体的項目】

項目	内容	現行	改正案
高齢期移行者医療助成の要件	「所得を有しない者」の定義中、公的年金等の支給を受ける者の控除額	80万9,000円	規則で定める額
	公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額	80万9,000円以下	規則で定める額以下
障害者（児）・母子家庭等医療費助成の低所得者区分の要件	公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額		

(2) 改正理由

昨年の公的年金額引き上げに伴い、本年7月1日に県要綱が改正されることとなり、同日施行で市条例の改正を行いました。昨今の物価高やそれに伴う賃上げなどの影響により、今後も公的年金額引き上げに伴う県要綱の改正が頻回に行われることが予想されることから、市民サービスを遅滞なく行うため、改正に時間を要する市条例から、即時対応が可能となる規則に委任することが適当であると考えたため。

(3) 近隣市の状況

ア 条例で制定している市町

芦屋市・三田市・猪名川町

イ 規則に委任している市町

尼崎市・西宮市

ウ その他

伊丹市（高齢期移行の要件、所得を有しない者は条例規定、低所得者は規則委任）

川西市（高齢期移行の要件は条例規定、所得を有しない者、低所得者は規則委任）

2 障害者(児)医療費助成事業対象者の見直し

(1) 改正内容

現行の市条例では、障害者(児)医療費助成事業の対象を身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害程度の等級1級から4級までとしています。これを令和8年7月1日から障害程度の等級1級から3級までに改めようとするものです。

(2) 改正理由

宝塚市行財政経営方針で掲げる基盤強化を図るための一環として、市の裁量経費となる単独事業について、事業検証や事務事業見直しなどでの議論を経て、障害者(児)医療費助成のあり方を検討してきたところであり、その結果、今後も医療費負担の増大が見込まれる中、本市の厳しい財政状況も踏まえ、行財政改革における事業見直しの一つとして、県内他市町との制度の整合を図ることとするため。

(3) 県内他市町の状況（障害程度の等級4級について）

ア 阪神間では、本市と西宮市のみ実施（西宮市は入院のみ対象）

イ アを除く県下では、赤穂市のみ実施（後期高齢者医療対象者で4級の一部のみ対象）

3 施行日

令和8年(2026年)7月1日

4 その他

当該条例改正のうち、障害者(児)医療費助成事業対象者の見直しによって減額となる当該事業予算については、令和8年度当初予算として議案提出を予定しています。